

山口県報

平成26年
12月26日
(金曜日)

目次

○告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならぬ区域の指定(環境政策課)……………一
保安林予定森林(下関市)(森林整備課)……………一

○公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………二
基本測量の実施の終了(監理課)……………五
平成二十五年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課)……………五

○選管告示
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………一一

山口県告示第四百二十四号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
平成二十六年十二月二十六日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

光市大字光井字武田二六七〇の一の一部及び四七二〇の一部

山口県告示第四百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字東長野字水無四五の一、四五の六、六七の一、六七の三
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字東長野字水無四五の一・四五の六・六七の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

- 下関市豊田町大字東長野字岩ヶ下四〇の一、四三の一、四三の三、四六の一、四九、五〇、字野中二四七、豊浦町大字黒井字鬼ヶ城一六二の二一〇、大字吉見上字鬼ヶ城二〇八の一、大字内日上市広瀬河内北九七七の一、字入野河内一〇八四の二、豊

浦町大字川棚字船郡一七七五の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字東長野字岩ヶ下五〇(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(四三〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 障害年金サポートセンター
代 表 者 の 氏 名 杉原 浩

主たる事務所の所在地

宇部市北琴芝二丁目七番六号

三 定款に記載された目的

障害者に対して障害年金受給等に関する支援を行い、障害者及びその家族の健康及び福祉向上に貢献すること。

(四三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年八月十二日山口県公告(二六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前二丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(四三二) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を

図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十七年七月から平成二十八年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区分	期	数量
まあじ	平成二十七年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まいわし	平成二十六年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十六年七月から平成二十七年六月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十七年七月から平成二十八年六月まで	未定

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少なく認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十六年	平成二十七年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、〇〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）	若干	若干
	〃	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら		瀬戸内海	平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十六年及び平成二十七年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十六年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成二十七年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(四三三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 副 政

一 作業の種類

基本測量(電子基準点現地調査)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市及び山陽小野田

市

三 作業の期間

平成二十六年九月十六日から同年十一月二十六日まで

(四三四) 平成二十五年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十六年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十五年山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 副 政

平成25年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳 入

1 県 税 153,895,219,119 円

1 県 民 税 54,303,724,620

2 事 業 税 26,759,845,208

3 地方消費税	33,745,656,661
4 不動産取得税	2,537,184,316
5 県たばこ税	1,790,161,702
6 プログラム利用税	580,687,250
7 自動車取得税	2,065,932,200
8 軽油引取税	13,566,992,108
9 自動車税	18,300,175,503
10 鉾区税	8,266,800
16 狩猟税	34,413,700
17 産業廃棄物税	202,179,051
2 地方消費税清算金	25,217,601,616
1 地方消費税清算金	25,217,601,616
3 地方譲与税	24,486,620,065
1 地方法人特別譲与税	21,206,126,000
2 地方揮発油譲与税	3,086,614,000
3 石油ガス譲与税	177,083,000
4 地方道路譲与税	65
5 航空機燃料譲与税	16,797,000
4 地方特例交付金	439,356,000
1 地方特例交付金	439,356,000
5 地方交付税	174,355,514,000
1 地方交付税	174,355,514,000
6 交通安全対策特別交付金	468,032,000
1 交通安全対策特別交付金	468,032,000
7 分担金及び負担金	4,203,221,929
1 分担金	336,876,434
2 負担金	3,866,345,495
8 使用料及び手数料	7,514,029,876
1 使用料	5,309,345,682
2 手数料	2,204,684,194
9 国庫支出金	96,107,515,011
1 国庫負担金	29,876,728,525
2 国庫補助金	64,045,474,112
3 委託金	2,185,312,374

第 2623 号		平成26年12月26日	
定期		日曜日	
報		口	
報		口	
10	財産収入	3,124,646,046	
1	財産運用収入	2,144,270,679	
2	財産売却収入	980,375,367	
11	寄付金	4,213,000	
1	寄付金	4,213,000	
12	繰入金	31,497,721,398	
1	特別会計繰入金	8,395,101,931	
2	基金繰入金	23,102,619,467	
13	繰越金	8,512,137,920	
1	繰越金	8,512,137,920	
14	諸収入	77,691,652,763	
1	貸付金元利収入	73,668,010,203	
2	受託事業収入	348,749,348	
3	延滞金、加算金及び過料等	379,645,415	
4	預金利子	2,547,238	
5	利子割精算金収入	11,858,032	
6	雑収入	3,280,842,527	
15	県債	105,279,600,000	
1	県債	105,279,600,000	
	歳入合計	712,797,080,743	
		歳出	
1	議会費	1,376,248,754	
1	議会費	1,376,248,754	
2	総務費	57,224,382,088	
1	総務管理費	38,580,290,444	
2	企画調整費	7,163,567,907	
3	徴収費	6,187,397,798	
4	市町村振興費	1,375,750,743	
5	選挙費	1,723,631,267	
6	防災費	1,408,462,995	
7	統計調査費	475,128,132	
8	人事委員会費	122,399,298	
9	監査委員費	187,753,504	
3	民生費	82,682,041,151	
1	社会福祉費	67,177,769,548	
4	児童福祉費	13,845,739,106	
7	生活保護費	1,226,429,941	
8	災害救助費	432,102,556	
4	衛生費	20,619,791,690	
1	公衆衛生費	6,776,461,238	
4	環境衛生費	3,078,986,104	
7	保健所費	2,190,639,502	
8	医薬費	6,808,605,671	
10	病院費	1,765,099,175	
5	労働費	5,447,406,259	
1	労働政費	1,281,529,853	
2	職業能力開発費	1,057,641,501	
3	失業対策費	3,003,276,554	
4	労働委員会費	104,958,351	
6	農林水産業費	58,406,847,056	
1	農業費	9,251,983,703	
2	畜産業費	441,897,467	
3	農地業費	12,446,329,051	
4	林業費	29,643,717,603	
5	水産業費	6,622,919,232	
7	商工業費	58,236,416,391	
1	商業費	2,043,895,701	
2	工業費	55,745,152,058	
3	観光費	447,368,632	
8	土木費	81,277,146,372	
1	管理費	7,140,782,704	
2	道路橋りょう費	35,174,968,951	
3	河川海岸費	20,291,309,994	
4	港湾費	9,779,623,100	
5	都市計画費	5,035,102,706	
6	住宅費	3,855,358,917	

円

9	警察管理費	36,548,007,410
1	警察活動費	33,773,253,945
2	警察活動費	2,774,753,465
10	教育費	139,350,730,747
1	教育総務費	17,912,031,549
2	小学校校費	43,237,256,767
3	中学校校費	26,800,441,702
4	高等学校校費	26,719,376,701
7	特別支援学校費	12,026,124,144
8	社会教育費	1,705,327,816
9	保健体育費	491,989,215
10	大学費	1,226,550,011
11	学事費	9,231,632,842
11	災害復旧費	3,101,886,274
1	農林水産施設災害復旧費	271,735,418
2	土木施設災害復旧費	2,790,577,102
4	学校施設等災害復旧費	39,573,754
12	公債費	111,377,208,644
1	公債費	111,377,208,644
13	諸支出金	47,232,296,761
1	地方消費税清算金	30,477,157,616
2	利子割交付金	514,403,000
3	配当割交付金	755,087,000
4	株式等譲渡所得割交付金	1,043,158,000
5	地方消費税交付金	12,765,437,000
6	ゴルフ場利用税交付金	408,370,502
8	自動車取得税交付金	1,267,000,000
9	利子割精算金	1,683,643
14	予備費	0
1	予備費	0
	歳出合計	702,880,409,597
	歳入歳出差引残額	9,916,671,146
	翌年度へ繰越	9,916,671,146

平成25年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

1	歳入	267,000	円
1	他会計繰入金	267,000	
2	繰越金	711,181,582	
1	繰越金	711,181,582	
3	諸収入	256,100,601	
1	貸付金元利収入	254,090,393	
2	雑収入	2,010,208	
	歳入合計	967,549,183	
	歳出		

1	母子寡婦福祉資金	317,255,930	円
1	母子寡婦福祉資金	317,255,930	
	歳出合計	317,255,930	
	歳入歳出差引残額	650,293,253	
	翌年度へ繰越	650,293,253	

平成25年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算

2	歳入	17,043,405	円
1	他会計繰入金	17,043,405	
3	繰越金	2,372,777,469	
1	繰越金	2,372,777,469	
4	諸収入	1,022,546,111	
1	貸付金元利収入	1,012,927,533	
2	雑収入	9,618,578	
	歳入合計	3,412,366,985	
	歳出		
1	中小企業近代化資金	881,818,194	円

1	中小企業設備近代化資金	320,475,385
2	中小企業高度化資金	561,342,809
	歳出合計	881,818,194
	歳入歳出差引残額	2,530,548,791
	翌年度へ繰越	2,530,548,791

平成25年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

1	分担金及び負担金	29,750,148
1	負担金	29,750,148
2	使用料及び手数料	77,512,214
1	使用料	77,512,214
4	財産収入	3,539,728
1	財産運用収入	3,539,728
2	財産売却収入	0
5	繰入金	236,157,000
1	他会計繰入金	236,157,000
6	繰越金	4,438,515
1	繰越金	4,438,515
7	諸収入	47,583,808
1	延滞収入	0
3	雑収入合計	47,583,808
	歳入合計	398,981,413
	歳出	

1	下関漁港地方卸売市場費	393,022,969
2	市場管理費	393,022,969
3	水産加工団地整備費	0
	歳出合計	393,022,969
	歳入歳出差引残額	5,958,444
	翌年度へ繰越	5,958,444

平成25年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算

3	繰越金	220,795,487
1	繰越金	220,795,487
4	諸収入	6,669,763
1	貸付金元利収入	6,499,000
2	雑収入	170,763
	歳入合計	227,465,250
	歳出	

1	林業・木材産業改善資金	142,270
1	林業・木材産業改善資金	142,270
	歳出合計	142,270
	歳入歳出差引残額	227,322,980
	翌年度へ繰越	227,322,980

平成25年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

2	繰入金	177,000
1	他会計繰入金	177,000
3	繰越金	207,694,978
1	繰越金	207,694,978
4	諸収入	21,221,023
1	貸付金元利収入	21,116,260
2	雑収入	104,763
	歳入合計	229,093,001
	歳出	

1	沿岸漁業改善資金	5,077,000
1	沿岸漁業改善資金	5,077,000
	歳出合計	5,077,000
	歳入歳出差引残額	224,016,001

1	県	債	170,000,000	
7	繰	越	10,300,000	
	繰	越	10,300,000	
8	使用料及び手数料		20,128	
1	使用	料	20,128	
	歳	入	1,236,745,937	
	歳	入	出	
				円
1	流域下水道事業費		1,196,165,937	
1	流域下水道費		1,196,165,937	
	歳	出	1,196,165,937	
	歳	入	40,580,000	
	歳	入	40,580,000	
	翌年度へ繰	越	40,580,000	
				円
				平成25年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算
				円
1	繰	入	111,243,366,006	
1	他会計繰	入	111,243,366,006	
2	県	債	13,188,000,000	
1	県	債	13,188,000,000	
	歳	入	124,431,366,006	
	歳	入	出	
				円
1	公	債	124,431,366,006	
1	公	債	124,431,366,006	
	歳	出	124,431,366,006	
	歳	入	0	
	歳	入	0	
	翌年度へ繰	越	0	
				円
				平成25年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
				円
1	使用料及び手数料		1,310,588,031	

1	使用	料	1,310,588,031	
2	寄	付	829,204,979	
1	寄	付	829,204,979	
3	繰	越	18,740,021	
1	繰	越	18,740,021	
4	諸	収	91,023,975	
1	雑	収	91,023,975	
5	県	債	1,202,400,000	
1	県	債	1,202,400,000	
6	財	産	57,600,000	
1	財	産	57,600,000	
	歳	入	3,509,557,006	
	歳	入	出	
				円
1	港湾整備事業費		3,484,049,141	
1	港	湾	3,484,049,141	
	歳	出	3,484,049,141	
	歳	入	25,507,865	
	歳	入	25,507,865	
	翌年度へ繰	越	25,507,865	
				円
				平成25年度山口県地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計歳入歳出決算
				円
1	分	担	687,349,433	
1	分	担	687,349,433	
2	諸	収	372,458,445	
1	貸	付	372,458,445	
3	県	債	500,000,000	
1	県	債	500,000,000	
	歳	入	1,559,807,878	
	歳	入	出	
				円
1	県立病院機構費		1,559,807,878	

1 県立病院機構費	1,559,807,878
歳出合計	1,559,807,878
歳入歳出差引残額	0
翌年度へ繰越	0

平成25年度山口県就農支援資金特別会計歳入歳出決算

歳入	円
----	---

2 繰入金	574,000
2 繰入金	574,000
1 他会計繰入金	574,000
3 繰越金	136,776,981
1 繰越金	136,776,981
4 諸収入	36,282,288
1 貸付金元利収入	34,960,061
2 雑収入	1,322,227
5 県債	0
1 県債	0
歳入合計	173,633,269
歳出	円

1 就農支援資金	66,009,639
1 就農支援資金	66,009,639
歳出合計	66,009,639
歳入歳出差引残額	107,623,630
翌年度へ繰越	107,623,630



山口県選挙管理委員会告示第百三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二十六日	山口県選挙管理委員会委員長	中村正昭
海 区 名	三分の一の数	
山口県日本海海区	一、四四四	
山口県瀬戸内海海区	一、七五八	

平成二十六年十二月二十六日印刷

発行人所

山口県知事